

## 串間市指名競争入札参加資格の審査及び等級格付に関する方針

■串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程に基づく資格の審査及び等級格付は、この方針に定めるところによる。

### 1 等級格付審査対象業者

串間市内に主たる営業所を設けている者又は串間市内に従たる営業所を有する者

### 2 格付対象となる建設工事の種類（以下「工種」という。）

土木工事一式、建築工事一式、電気工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事  
管工事、管工事（水道指定店）、解体工事

### 3 工種別等級格付の基準事業者数

種 類 等 級	土木 工事 一式	建築 工事 一式	電気 工事	水道 施設 工事	造園 工事	舗装 工事	管 工事	管工事 （水道 指定店）	解体 工事
A 級	総数の 25%	総数の 45%	全者	総数の 45%	全者	総数の 50%	総数の 40%	総数の 50%	総数の 45%
B 級	総数の 45%	残		残		残	残	残	残
C 級	残								

※A 級については、7 者を下限とする。

※土木工事一式の A 級及び B 級事業者数の算出については、小数点第一位を四捨五入とする。

※土木工事一式以外の工種の A 級事業者数の算出については、小数点第一位を四捨五入とする。

### 4 適用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 3 1 日まで（2 年間）

### 5 格付基準

格付は、各建設工事の種類ごとの総合数値（㊦「経営事項評価数値」と㊧「串間市評価数値」の合計）を基準として定める。

#### ㊦「経営事項評価数値」

建設業法第 27 条の 23 の規定による「経営事項審査」により算出された総合評定値（P 値）とする。

※ただし、管工事（水道指定店）について、建設業法第 27 条の 23 の規定による

「経営事項審査」のうち、建設工事の種類『水道施設』の総合評定値（P値）と宮崎県（串間土木事務所）の認定する土木の技術等評価数値を合計した値とする。

①「串間市評価数値」

串間市が独自に設定する評点で、以下の項目ごとに算出した点数の合計値とする。

○串間市評価数値

(加 点)

地域貢献 1	市貢献事業の入札参加回数・受注件数
配点（上限）	30 点
加点対象工種	土木工事一式
対象案件	串間市が「市貢献事業」として、下記の対象期間において発注した案件の入札参加回数・受注件数
対象期間	令和7年4月1日～令和8年2月28日
算 式	○受注件数 5点×件数 ○入札参加回数 1点×回数 (※受注している場合は、入札参加回数に含めない) (※入札を辞退している場合、入札参加回数に含めない)

地域貢献 2	国・県等から表彰・顕彰状況
配点（上限）	10 点
加点対象工種	全工種
対象案件	国又は県から表彰を受けた事業者 ※表彰の写しを市へ提出すること。
対象期間	令和6年1月1日～令和7年12月31日
算 式	○国表彰（表彰者：大臣、九州整備局長、宮崎労働局長）5点 ○県表彰（表彰者：宮崎県知事、部長、所長）5点

地域貢献3	災害時応援協定等の締結状況
配点（上限）	10点
加点対象工種	全工種
対象案件	加盟している建設団体等又は法人若しくは個人が、串間市と災害時における応急対策業務等に関する協定を交わしている場合
基準日	令和8年1月31日
算式	○加盟団体等が災害協定締結済み・・・10点

地域貢献4	地域総合メンテナンス業務契約の締結状況
配点（上限）	10点
加点対象工種	土木工事一式・舗装工事
対象案件	宮崎県土木事務所又は串間市と地域総合メンテナンス業務の構成員となっている場合
基準日	令和8年1月31日
算式	○構成員・・・10点

地域貢献5	ボランティア活動への参加状況
配点（上限）	10点
加点対象工種	全工種
対象案件	加盟している建設団体等が主催する市内でのボランティア活動（地域貢献活動）に事業者として参加した場合
対象期間	令和6年1月1日～令和7年12月31日
算式	○ボランティア活動 2点×1活動

地域貢献6	団体等への加入状況
配点（上限）	5点
加点対象工種	全工種
対象案件	指定する建設業団体等のいずれかに加入している事業者
基準日	令和8年1月31日
算式	串間市建設業協会・・・5点 串間電気工事業協同組合・・・5点 串間市管工事協同組合・・・5点 宮崎県建築士会 串間支部・・・5点 串間地区建築業協会・・・5点

技術力評価	技術者の雇用状況
上限	30点
対象技術者 加点対象工種	基準日時点で6か月以上継続している技術者 建設業法に定める技術検定資格を有する者に限る。 ○土木施工管理技士 ・・・土木工事一式、水道施設工事、舗装工事、 造園工事、管工事（水道指定店）、解体工事 ○建築施工管理技士 ・・・建築工事一式、解体工事、水道施設工事 ○電気工事施工管理技士・・・電気工事 ○管工事施工管理技士 ・・・水道施設工事、管工事、管工事（水道指定店） ○建設機械施工管理技士・・・土木工事一式、舗装工事、造園工事
基準日	令和8年1月31日
算式	○1級管理技術者 5点×技術者数 ○2級管理技術者 3点×技術者数

## (減点)

措置の内容	減点
入札参加資格停止措置	串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程第10条に規定する指名停止の措置を受けた場合
対象期間	令和6年3月1日～令和8年2月28日
算式	○指名停止期間の合計月数×10点 ※合計月数について、1月未満の端数は切り上げる。

## 6 その他

(1) 新たに名簿に登載される場合は、最下位の等級とする。

(2) 総合数値が同点の者が複数となる場合は、串間市評価数値の高い者から順に順位を定めるものとする。

## 7 工種別発注基準

種類 等級	土木 工事 一式	建築 工事 一式	電気 工事	水道 施設 工事	造園 工事	舗装 工事	管 工事	管工事 (水道 指定店)	解体 工事
A級	1,000 万円 以上	1,000 万円 以上	全て 対象	1,000 万円 以上	全て 対象	500 万円 以上	500 万円 以上	全て 対象	500 万円 以上
B級	2,000 万円 未満	3,000 万円 未満		2,000 万円 未満		1,000 万円 未満	2,000 万円 未満	1,500万 円未満	1,000 万円 未満
C級	1,000 万円 未満								